



第4条 工事中は終始自身又は、相当の代理人が現場に出頭し、工事に関する一切の事項を処理いたします。

第5条 工事が、天災地変等、やむを得ない事由による場合のほか、頭書の工期限内に完成しないときは、履行期限の翌日から完成の届出の日までの日数に応じ遅滞日数1日につき、請求金額から出来形部分に相当する請負代金額を控除した額に年3パーセントの割合で計算した金額を遅滞金として納めます。

第6条 工事が完成したときは、直ちにその旨を貴官に届出て、検査を受け合格と認められるときをもって工事目的物の全部の引渡しをいたします。

ただし、工事に適合せざる箇所があるときは御指定の期限内に補修し、再び検査を受けます。

第7条 検査は完成の届出を受理された日より、14日以内にして下さい。

第8条 請負代金額の支払は、工事目的物の引渡し完了後、適法な支払請求書を提出し、貴局において受理された日より起算して40日以内に支払われることを承知します。

第9条 この契約において、次の各号の一に該当するときは、契約を解除されても異議はございません。また、第4号から第8号までに該当するときは、何らの催告も必要としません。

- 一 この契約に違反し、又は正当な理由なく義務を履行しないとき。
- 二 この契約の履行について、当方若しくはその代理人、又は使用人等に不正の行為があったとき。
- 三 契約の解除を申し出たとき。

前各号に掲げる理由により契約を解除された場合は、違約金として請負代金額の100分の10に相当する額を納入いたします。

ただし、天災地変等やむを得ない理由により契約の解除を申請した場合は、この契約の全部又は一部の解除を認められるようお願いいたします。

四 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

五 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

六 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

七 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

八 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第10条 この契約において、次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告無く契約を解除されても異議はございません。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

第11条 第9条第4号から第8号及び第10条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

2 第9条第4号から第8号及び第10条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約します。

第12条 契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにします。

2 再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除されても異議はございません。

第13条 第9条、第10条及び前条第2項の規定により本契約を解除された場合は、これにより生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しません。

2 第9条、第10条及び前条第2項の規定により本契約を解除された場合において、貴官に損害が生じたときは、その損害を賠償します。

第14条 自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受け

た場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を貴官に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとします。

第15条 この契約により、当方が納入する遅滞金および違約金等があるときは、貴官の選定により当方が受領する金額と相殺し、又は別に徴収を要求されても異議ありません。

第16条 この契約により生ずる権利及び義務を貴官の書面による承諾を得ないで第三者に譲渡または継承することはいたしません。

第17条 前各条項のほか、ここに定めのない事項については、必要に応じて貴官と協議の上定めることといたします。